

県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収条例及び伊万里市土地改良事業分担金  
徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第3号

県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収条例及び伊万里市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

(県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収条例の一部改正)

第1条 県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収条例(昭和43年条例第28号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県営土地改良事業負担金に係る分担金等徴収条例

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この条例は、佐賀県が行う土地改良事業(以下「事業」という。)について、土地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第91条の規定による分担金及び法第91条の2の規定による特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

第5条を削る。

第6条中「進ちよく」を「進捗」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(特別徴収金)

第7条 市長が指定する事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日(その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度)の初日から起算して8年を経過しない間に、当該土地を目的外用途(法第91条の2第1項に規定する目的外用途をいう。以下同じ。)に供するため所有権の移転等(法第36条の3第1項に規定する所有権の移転等をいう。以下同じ。)をした場合又は当該土地

を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）に、その者から特別徴収金を徴収する。

- 2 法第87条の3第1項の規定により行う事業の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定により当該事業の土地改良事業計画を定めた旨の公告があった日から、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して8年を経過しない間に、当該土地につき法91条の2第6項各号に定める区分に応じ、該当各号に定める場合に該当したときは、その者から特別徴収金を徴収する。
- 3 前2項の特別徴収金の額は、事業につき法第91条第6項の規定により市が負担する額に、当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る土地の面積に対する割合を乗じて得た額とする。
- 4 市長は、第1項又は第2項の特別徴収金の徴収に係る土地の面積が市長の指定する面積を超えない場合その他市長が特に徴収の必要がないと認める場合は、これらの項の特別徴収金を免除することができる。
- 5 特別徴収金は、一括して徴収するものとする。

（伊万里市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正）

第2条 伊万里市土地改良事業分担金徴収条例（昭和39年条例第52号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊万里市土地改良事業分担金等徴収条例

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、市が行う土地改良事業（以下「事業」という。）について、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の4第1項において準用する法第36条の規定による分担金及び法第36条の3の規定による特別徴収金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

第5条を削る。

第6条中「進ちよく」を「進捗」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（特別徴収金）

第7条 市長が指定する事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を市長が指定したときは、その指定した年度）の初日から起算して8年を経過しない間に、当該土地を目的外用途（法第36条の3第1項に規定する目的外用途をいう。以下同じ。）に供するため所有権の移転等（同項に規定する所有権の移転等をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）に、その者から特別徴収金を徴収する。

2 前項の特別徴収金の額は、事業に要する費用のうち市が負担する額に、当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該事業の施行に係る土地の面積に対する割合を乗じて得た額とする。

3 市長は、第1項の特別徴収金の徴収に係る土地の面積が市長の指定する面積を超えない場合その他市長が特に徴収の必要がないと認める場合は、同項の特別徴収金を免除することができる。

4 特別徴収金は、一括して徴収するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の県営土地改良事業負担金に係る分担金等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に着工する土地改良事業について適用し、同日前に着工した土地改良事業については、なお従前の例による。

(伊万里市土地改良事業分担金徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の伊万里市土地改良事業分担金等徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後に着工する土地改良事業について適用し、同日前に着工した土地改良事業については、なお従前の例による。